

旭指監 第195号
令和4年1月26日

社会福祉施設等運営事業者 様

旭川市長 今津寛介
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う社会福祉施設等の対応について

平素は、本市福祉行政の推進に御理解、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

また、社会福祉施設等を運営されている事業者の皆様におかれましては、これまでも新型コロナウイルス感染症への対策に御尽力をいただきながらサービスを提供いただいていることに感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の急速な感染拡大を受け、北海道では「まん延防止等重点措置区域」の指定申請を行い、この27日から2月20日までの期間、北海道全域を対象として適用されることとなります。

つきましては、事業者の皆様におかれましては、重点措置の内容を確認いただき、必要な対策をとっていただくとともに、過去に発出されているマニュアル、手引きなどを改めて確認、実践していただき、引き続き利用者及び職員そして施設を新型コロナウイルス感染症から守るための対策に十分御留意いただきますよう、よろしく願いいたします。なお、感染者が確認された場合は、保健所の指示に従っていただくとともに、市担当課にも御連絡くださいますようお願いいたします。

また、个人防护具（PPE）の在庫を確認いただき、不足が見込まれる場合の補充や、万一の場合に備え、着脱について施設内で情報共有していただきたくお願いいたします。着脱に関わる動画がインターネット上で配信されておりますので、御参考までにお知らせいたします。

※参考

- ・北海道におけるまん延防止等重点措置（市のホームページから御覧いただけます）
<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/kurashi/135/136/150/d073445.html>
- ・新型コロナウイルス感染症予防ガイド【旭川版】
<https://www.city.asahikawa.hokkaido.jp/kurashi/135/136/150/d073985.html>
- ・个人防护具の着脱方法の参考動画
<https://www.youtube.com/watch?v=dDzIjvxMNIA>

(担当)

旭川市福祉保険部指導監査課

電話 25-9849

旭川市保健所医務薬務課

電話 25-9815